

大学教育の分野別質保証推進委員会分科会の設置について

分科会等名： 法学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	大学教育の分野別質保証推進委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	平成22年7月22日に大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会が取りまとめ、同年8月17日に文科省に手交した、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」において、学士課程教育の分野別の質保証のために、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定すべきと述べ、その後、法学分野の参照基準について分科会を設置し検討を行ってきたが、当該委員会においてもその審議課題を継承し引き続き検討を行うため、本分科会を設置するものである。
4	審議事項	○ 法学分野における教育課程編成上の参照基準の検討
5	設置期間	平成23年7月11日 ～ 平成24年12月20日
6	備考	